

結語 Conclusions

## 言語の権利に関する世界宣言の結論

### 言語の権利に関する世界会議

「言語の権利に関する世界会議」は、その実現された賞賛に値する作業と得られた結果によって、諸機関、殊にC I E M E N及び国際ペンクラブ（特に「言語の権利に関する委員会」）に対して、感謝と慶びの意を表す。

さらに、忘れ得ぬ記念となる程の寛大な受け入れによって、カタルーニャ自治政府、バルセローナ市議会、バルセローナ市役所、同様にヨーロッパ連合に感謝の意を表す。

最後に、その関与と知的物的援助によって、ユネスコ及びその事務総長に感謝の意を表す。

「言語の権利に関する世界会議」は、これらの作業を続行するため、委員会を設立すること、ユネスコの各国代表団に働きかけること、さらにこの宣言が各国の立法化に導入されることを目的とした政府間会議を準備するため、ユネスコの配下に留まることを希望する。

### 言語の権利に関する世界宣言の今後に関する提案

「言語の権利に関する世界会議」の総会は以下のことを承認する。

1. ユネスコによって設立される委員会ならびに作業部会を補佐する科学的推進評議会の設立。この科学的評議会は、「言語の権利に関する世界宣言」の推進委員会によって共同運営されることになる。
2. 「言語の権利に関する世界宣言」の推進委員会の設立。この委員会は、ユネスコによる提案の経過が明らかになり次第、設立されることになる。この委員会の使命は、「言語の権利に関する世界会議」の期間中に確立された、様々な非政府組織、ペン・センター、言語の権利に関する専門家の間の協同関係が、今後「言語の権利に関する世界宣言」を推進して行く新しい課程を通じて、継続されることに備えるものである。この推進委員会は、「言語の権利に関する世界会議」に参加した中の9つの組織によって設立される。そしてそれは、全ての大陸に実情の間に於ける、また様々な非政府組織及び国際ペンクラブセンター間に於ける、公平な配分の結果を反映するであろう。

委員会の設立を容易ならしめるため、ならびに「言語の権利に関する世界宣言」のもとにユネスコによって着手される諸手続きの経過を最初の段階から推進することを可能ならしめるため、以下の組織によって構成される執行部会を設立することを、我々は提案する。

- 1) 推進委員会総裁職：国際ペンクラブの「翻訳及び言語の権利に関する委員会」総裁が就任。
- 2) 推進委員会副総裁職：「先住民族世界会議」代表が就任。
- 3) 推進委員会事務局長職：C I E M E N代表が就任。

この執行部会は、会議が終了してから数週あるいは数ヶ月以内に推進委員会の他の委員を選定するため、全ての参加者の提案を考慮するであろう。又、作業の進捗について、全ての参加者に知らせることを確約する。

1996年6月8日 バルセローナにて